

「いじめ」について

平成29年12月

せたホッと子どもサポート委員

弁護士 一場順子

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法2条のいじめの定義）

いじめをするつもりがなくても、いじめを受けた子どもが苦痛を感じているかどうかの問題となる。悪口や脅し文句を言ったり、叩いたりけったりする攻撃的行為はもちろん、集団で無視したりする不作為（何もしないこと）も「行為」といえる。

2 いじめの恐ろしさ

「いじめ」はいじめを受けた子どもの自尊心を傷つけ生きていく力を奪ってしまうような恐ろしい力がある。

もう何をいっても誰も助けてくれないという絶望感、無力感が生じ、その果てに、学業不振や身体症状、不登校、自傷行為、自殺などの深刻な影響がおこりうる。

3 トラウマ（心の傷）とPTSD

PTSDとは心的外傷後ストレス障害といわれるものであり、心的外傷（心の傷）を受けた後にさまざまな心身の不調を来す症状があるときに診断される。外傷的出来事があったその結果として起きるフラッシュバックや、過度に神経質になったり、外傷的出来事に関連する場所に近づけなくなったり（回避）するなどの症状などである。

「いじめ」は長期にわたって継続して行われ、攻撃がエスカレートしやすいので、PTSDの症状を引き起こす原因となるときがある。「いじめ」が原因で学校に行けなくなる、クラスに入れなくなるという場合はこの回避の症状ともいえる。

4 いじめの四層構造

いじめを集団の中でとらえる見解であり、いじめる子、いじめられた子、「観衆」（積極的にいじめを是認する、いじめのきっかけを作っておいて、いざいじめがはじまると自分は手を下さず、周りでみながらほくそえんでいる仕掛人タイプも含まれる）、「傍観者」（知らぬふり、結果的にいじめを支持）がいてこの集団の中でいじめはエスカレートす

る。いじめの子だけでなく、観衆も傍観者もいじめのエスカレートをささえる当事者といえる。

5 保護者の対応について

いじめられた子から

話は受容的に落ち着いて話を聞いてあげる必要がある。

自分から話しにくい(大丈夫ということもある)ので普段とは違う様子(元気がない、食欲がない、暗い表情、帰宅時間が変わる等々)があつたら注意深く見守りあたたかい声をかけることが必要。自分が悪いからだと考えやすいのであなたは悪くないという言葉かけは有効

いじめたといわれた子と話し合うとき

いじめは、一定の人間関係の中で、いつでもどこでも起こりうることである。しかし、一般には「いじめ」という言葉から受けるのは、ひどく悪いことをしたというニュアンスである。いじめは犯罪だといわれるがそれは間違い。犯罪行為にあたることはあるが小学生の行為はそもそも犯罪とはいわない。

→いじめの子といじめられた子との意識のズレがおりやすい

いじめの子は、自分は犯罪といわれるほどのことをしていない、たいしたことではない、軽い気持ちでやった、正しいと思ってやっただけなのにといいわけをする。

→それでもいじめられた子の心身を傷つける行為であれば、いじめといえる

★そんなに悪いことをしていない、ふざけているだけ、相手が悪いから注意しただけなどの我が子の弁解を許してはいけない

→もし、いじめた子のいいわけを認め、正当化を許してしまうと→いじめはエスカレートし、重大な結果を招くことがある。また、いじめの子の側が、ストレスを抱えている等、何らかの問題があるときもあるのでなぜいじめたかを考えることが大事。

★再発を防止し、「いじめ」をエスカレートさせないためには、いじめた子が「自分がほかの子をいじめて心身を傷つけた」という事実に向き合う必要がある。

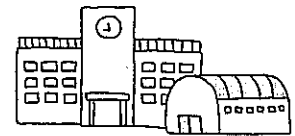
保護者としては、我が子の弁解を許さず断固とした態度(責める必要はない)で「いじめ」はいけないこと、いじめられた子をひどく傷つけてしまうことを説明する必要がある。その上で子どもが本当に理解したら親子できちんと謝罪する。

→お互いの理解がないときに形だけで謝らせてもいじめはとまらない。いじめられた子が安心して学校に通うためには、いじめた子が心から謝罪していることがわかるような終わり方をする必要があります

テーマ：いじめについて事例を通して考える

☆今日の流れ☆

- ①いじめの定義やいじめの要因について (10分)
- ②2つの事例について、小グループでの話し合い (25分)
- ③おわりに —いじめを知ったときの保護者が抱く感情について— (10分)
- ④絵本『わたしとなかよし(I LIKE ME!)』(ナンシー・カールソン作) (5分)



1) いじめとは

<Olweus いじめの特徴>

⇒「いじめ防止対策防止法」上の定義とは異なるが、世界的に広く使われている一番有名な定義

①力の不均衡

○身体的、知的、社会的、精神的な力等の不均衡

②繰り返されるネガティブな行為

●いじめのツールに SNS などが加わってきたこともあり、一回の行為でも心理的にまたは社会的に深刻な影響を及ぼす行為もあり、継続性が重要な点に関しては賛否両論ある。

③意図的

④不公平な影響

○被害者はいじめにより感情的な強い負の反応を引き起こすが、加害者の側は、いじめの行為を「あいつはやられても仕方がない存在だ」「自分には特権があるのだから問題ない」「だってあのこ○○だから」などと正当化し、被害者に共感することが少ないため、影響を受けにくい。

2) いじめの要因

- ・子どもたちの中にネガティブな感情が育っていること、同時に、感情のコントロールや言葉にして気持ちを伝える力など、まだ未発達な部分があること
- ・ストレス
- ・強さの証明、コントロールする側に回りたいという欲求

3) 事例を読んで考える

事例①、②それぞれについて、

○事例の保護者の反応や対応を見て、これまでの経験にてらし、共感できる・違和感があるなど、感じたことをグループで話し合ってください。

○次に、もしもこれが自分だったらどういった対応をするかという点について話し合ってください。



4) おわりに

いじめをしていると保護者が把握したときに、保護者が抱く感情について

○責任感と自己防衛反応

⇒多くの保護者は、子どもに対して自分たちは何らかの責任を負っていると感じている

⇒責任感は、子どもを守り育てる行動につながると同時に、子どもの非を知ったときに、自分自身(家族)を守る気持ちである、「自己防衛反応」を引き出す

⇒自己防衛反応には、交感神経を活発化させる効果がある

5) 『わたしとなかよし』 ナンシー・カールソン作

原題『I LIKE ME』という作品です。「わたしは、わたしのことが好き。自分を大事にすることの大切さを教えてくれる絵本です。」(表紙そで部分から引用)

相談を受けてからの流れ

子どもにはまもられる権利、大切にされる権利があります。おとなでも子どもでも、この権利を侵害してはいけません。これまで相談してうまくいかなかったことも「せたホット」に話してみませんか。(自分のことでなくても大丈夫です)
秘密は必ず守ります。 ※お金はかかりません

例えば、こんなとき…

学校で…

- 仲間はずれやいじめ
- 先生のことや友達のこと

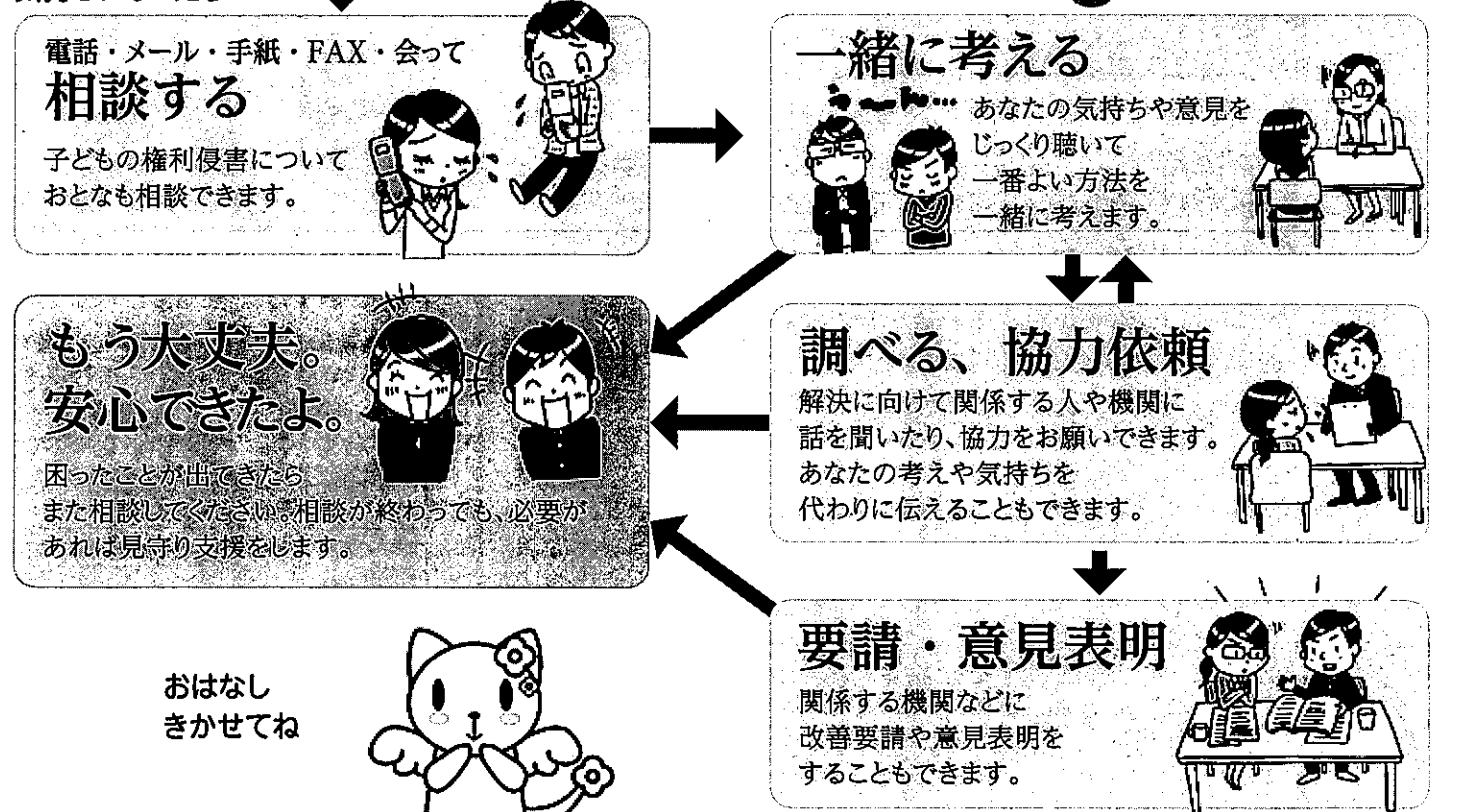
家庭で…

- 家でのつらいこと・いやなこと
- 家族に話せないこと

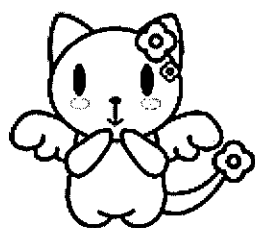
習い事、バイト先で…

- 仕事(バイト)先でのこと
- 先輩や上司のこと

つらい、悲しい
気持ちになったら…



おはなし
きかせてね



せたホット

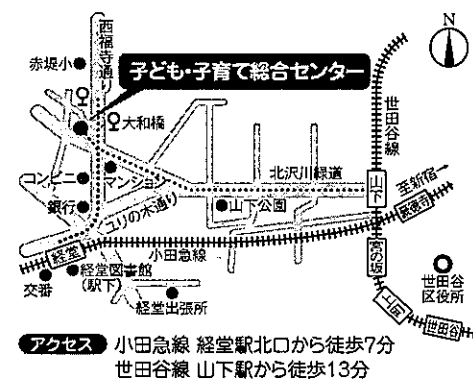
相談時間
 月～金：午後1時～午後8時
 土：午前10時～午後6時
 (日曜・祝日・年末年始をのぞく)

相談電話 フリーダイヤル ホット にきゅうさい FAX
0120-810-293 03-3439-6777
 *携帯電話・PHS・公衆電話からも無料でかけられます。

せたホットホームページ
<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/137/545/d00126031.html>



子ども相談メール
 携帯用入力フォーム
 QRコード



所在地
 〒156-0051 世田谷区宮坂3-15-15
 世田谷区立 子ども・子育て総合センター3階

発行元：世田谷区 子ども・若者部 子ども家庭課 せたがやホットと子どもサポート事務局
 tel:3439-8415 fax:3439-6777

せたホットとレター

..... 第3号

国では、いじめ防止対策推進法が平成25年9月28日に施行され、世田谷区においても、いじめ防止基本方針を平成26年3月に定めました。

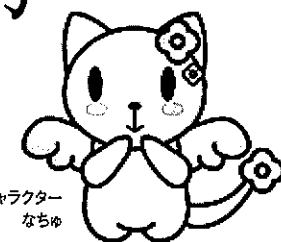
「せたホット」は世田谷区いじめ防止等対策連絡会に参加しています。またいじめ防止等に関する基本的な考え方(いじめ防止基本方針)に基づいた「せたホット」の活動が期待されています。

未然防止 児童・生徒や保護者への周知	早期発見 せたがやホットと子どもサポートの運営	早期対応 学校に対する指導・助言及び実施	家庭・地域等との連携 教育委員会等や関係機関等との連携等
------------------------------	-----------------------------------	--------------------------------	--

「せたホット」は公正・中立な第三者機関としての立場で子どもの話を聴き、その声を代弁します。子どもの権利に基づいて子どもの最善の利益を考慮しながら、子ども本来の力を引き出し、子どもを中心にした問題の解決にあたっていきます。

また、児童館事業、家庭教育学級等での「いじめ予防授業」、協議会や研修会にも積極的に参加をしていじめ予防に取り組んでいます。

いじめ防止等への
 「せたホット」の活動が
 期待されています。



深沢児童館の「新年ふかきわ子ども大会」のあそびコーナー受付で、スタンプラリーのカード等を配布しました



青少年地区委員研修会で「子どもとのコミュニケーション～おとなにしてもらって嬉しかったこと・嫌だったこと～」について講演しました

相談室の様子です

いじめの定義 (いじめ防止対策推進法 第二条) この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「対人関係の悩み」が「いじめ」に移行しないように



相談を受けていると、「いじめ」がささいな対人関係の悩みからはじまっている様子もうかがえます。

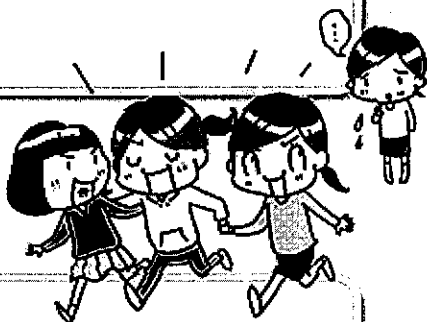
「対人関係の悩み」と「いじめ」は、なかなか区別が難しいです。

★「せたホッと」には、仲の良かった友達からある日突然嫌なことを言われたり、されたりすることを悩んでいる相談が多く寄せられています。

「対人関係」の悩みの相談例

- 仲の良いグループの子が、私と友達の目の前でこそこそ話をする。
「なんでそういうことするの?」って聞いたら、「あなたも前にやったでしょ」って言われた。
- いつもみんなで一緒に帰っていたのに、突然「一緒に来ちゃダメ!」と言われた。
気にしてないけど何でそういうこと言うのかわからない。
- 隣の子が嫌なことを言ったり、たたいてくる。「やめて」と言ってもやめないし、強く言うと泣いちゃう。
- 仲良くしているときもあるけど、悪口を言ってきたりするときもある。
「やめて」って言うと「じゃあ、友達やめる」って言われる。私は仲良くしたいのに。
- 携帯電話の無料通話アプリのグループ内で、嫌な書き込みが増えてきたからグループを抜きたいけど、友人関係が気まづくなるから抜けられない。
などがあります。

★さらに深刻になると気持ちがつらく、恐怖感を伴っていたり、学校へ行きたくないという気持ちになっています。「いじめ」と言える状況です。



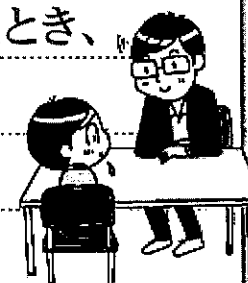
「いじめ」の相談例

- 同じ班の子が意地悪をする。ばい菌扱いされ、仲間外れや乱暴をされる。もうつらい。
- リーダー的な子と仲間の二人が嫌なことをしてくる。話し合っても良くなってまた同じことを繰り返す。学校へ行きたくない。
- クラスで仲間はずれになっている。権力のある集団に傷つくことを言われる。教室に入るのが怖い。担任は「考えます」と言うが、動いてくれない。
- 仲の良かった二人が避けるようになり、クラスの子たちをその方向へ引っ張っていく。みんなその二人に同調しているので、保健室登校になった。
- インターネット上で部活動のメンバーが自分の悪口を書き込んでいて、本当につらくて悲しい。部活動に行けない。
などがあります。

「対人関係の悩み」が「いじめ」にならないために、どうしたら良いか一緒に考えてみたいと思います。

それでは、子どもからの悩みを聞いたとき、

周りのおとなはどのようなアドバイスをしているのでしょうか。



子どもからの相談では、「自分たちで解決しなさい」「自分で言いなさい」「無視をすればいい」などと周りのおとなからアドバイスされることがあるようです。

相手を無視することは、なかなか難しいことです。また、自分の気持ちや思っていることを苦手な相手に伝えることはおとなにとっても簡単ではありません。

こうしたアドバイスを受け、どうしたらよいか悩んでいる子どもは多いのです。

そして子どもたちは戸惑いつつも、言われたことをするべく努力して、頑張っています。努力によって嫌な思いをしなくなることもあるかもしれませんが、子ども自身が相手から嫌なことをされたとき、相手に対して「いやだ」「やめて」と言えるようになることは大切です、そのことがいじめの予防にもなります。

しかしながら、逆にいじめに移行することもあるかもしれません。

周りのおとなは子どものつらい気持ちに寄り添い、アドバイス後もフォローし、見守る中で必要に応じて手を差し伸べることがとても大切です。それはおとなへの信頼感につながりますし、安心した学校生活につながります。

「せたホッと」ではできる限り子ども本人から詳しく話を聴いて、本人が「どうしたいか」「どうなったらいいか」「どんなことならできるか」などの解決策を一緒に考えます。

その上で「せたホッと」が子ども本人に代わって学校に行くことが解決につながるのなら、子ども本人の了解を得て、学校へ訪問することもできます。

学校での事情や様子について、校長、副校長、担任の先生方からお話を伺って、先生方も協力しどうしたら子どものために一番良いかを一緒に考えていきます。

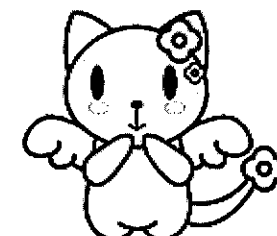
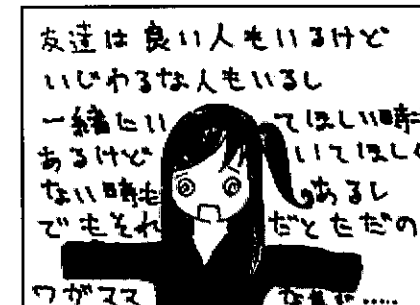
せたホッとより

対人関係で悩んでいるときに、子どもの嫌な思いを受け止めて、早急に対応すると深刻な事態を回避できることがしばしばあります。

子ども本人も、自分が相談したことで問題が改善したと思えると、大きな自信につながります。自分の問題を自分で解決できたことにより、元気を回復できるのではないのでしょうか。

ひとりでがんばらない!

絵 みる



マスコットキャラクター なちゅ



平成 30 年 1 月 24 日

保護者の皆様へ

世田谷区立玉堤小学校

PTA 会長 岩崎 博史

文化厚生委員会家庭教育学級 野毛 三幸

平成 29 年度 第 3 回家庭教育学級講演会 報告書

昨年 12 月 11 日に第 3 回家庭教育学級を開催いたしました。今回は、くれたけ法律事務所弁護士の一場順子先生をお招きし、「子どもがいじめの被害者・加害者になったら、どう対処するべきか」についてお話して頂きました。

講演会の前半は、一場先生が「いじめと法律」「いじめと心」「いじめの構図」「保護者の対応」についてわかりやすくお話ししてくださいました。

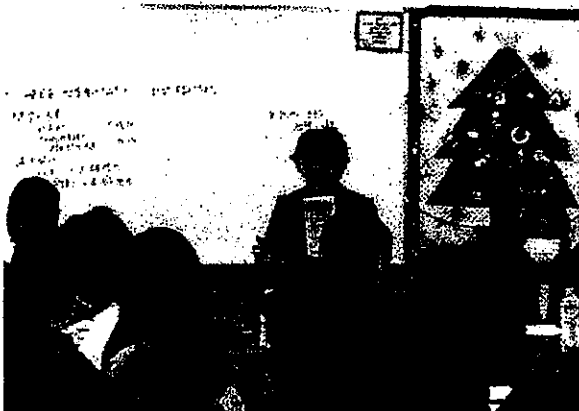
後半は、せたがやホッとサポート相談調査専門員の方にご協力いただき、グループワーク形式で、2 つのいじめ事例について参加者同士が話し合い、意見交換を行いました。

講演内容詳細について、(資料 1) (資料 2) をご覧ください。

講演会終了後に行ったアンケートでは、「グループワークで他の保護者の考え方や意見を聞くことができてよかった」と多くの声がありました。

その他、いじめに直面した時の保護者の対応で大切なこと(「子どもを認め、よく話を聞くこと」「保護者は冷静さを保つこと」「客観的な情報を得ること(偏った情報や伝聞による情報で判断してはいけない)」など)を改めて確認した、という声がありました。

また、「SNS でのいじめについて話を聞きたかった」「実際のいじめ事例での専門家の対処方法を聞きたかった」「毎年いじめについて取り上げてほしい」などの意見がありました。



クイズ ～一場先生のお話から～

(資料 「いじめ」について 4.いじめの四層構造)

Q. 「ドラえもん」の登場人物のうち、

いじめられた子は誰ですか? いじめる子は誰ですか?

A. いじめられた子 … のび太

いじめる子 … ジャイアン

スネ夫 (観衆・仕掛人)

しずかちゃん (傍観者)

平成 29 年度文化厚生委員会家庭教育学級は、「未来のために」のスローガンのもと、「防災・給食・いじめ」全 3 回の講演会を開催し終了いたしました。講演会の内容が、皆様方の「未来のために」の一助になれば嬉しく思います。

家庭教育学級の活動にご協力いただき、ありがとうございました。

家庭教育学級担当 一同
